

4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち

関連する
SDGs目標



(1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化

現状と課題

環境への負荷を低減するためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを進め、限りある資源を循環する循環型社会を形成していくことが重要です。

市では、「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進しています。

本市における廃棄物処理の現状を見ると、廃棄物の総排出量については減少傾向にあるものの、家庭系廃棄物と事業系廃棄物の排出量は、横ばい傾向となっています。

更なる循環型社会を実現するため、今後も3R活動を推進するとともに、レジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみの削減、食品ロスの削減を推進し、生ごみの堆肥化等によるバイオマスの利活用、廃棄物の処分量の削減、生ごみ肥料化容器助成制度の実施を行っていく必要があります。

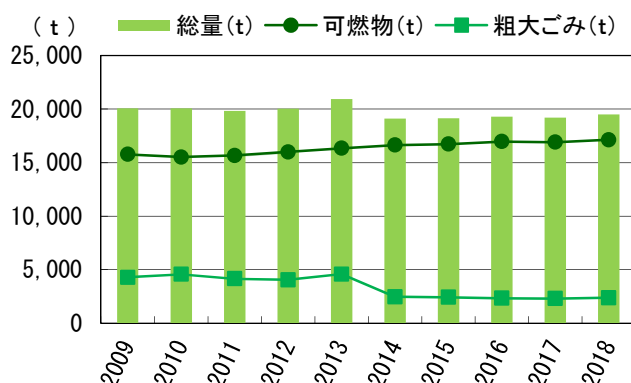


図 廃棄物の排出量

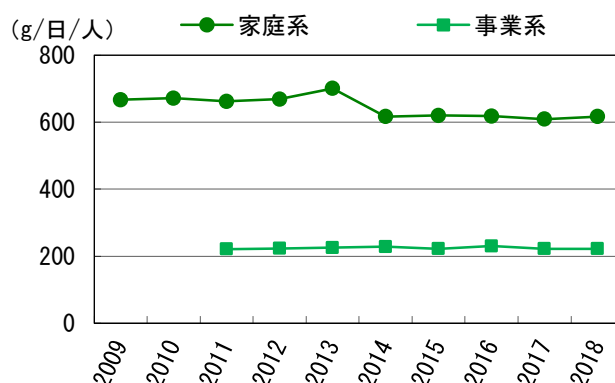


図 1人1日当たりの廃棄物の排出量

目指す姿

全ての市民、事業者及び市が、環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会を実現するため、3R活動の推進等に取り組んでいます。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
1人1日当たりのごみ総排出量	930g 【平成30年度（2018年度）】	830g 【令和13年度（2031年度）】	袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画

リサイクル率	25.6% 【平成30年度（2018年度）】	30% 【令和13年度（2031年度）】	袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画
日頃からリサイクルを実践している市民の割合	83.5% 【令和元年度（2019年度）】	93% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 3R活動、各種リサイクル法等に関する普及啓発

リサイクルへの意識を生活習慣として定着するため、3Rや各種リサイクル法等に関する普及啓発を行います。

② プラスチックごみの削減

プラスチックごみの減量化を図るため、レジ袋やペットボトルなどの使い捨てプラスチック容器の使用削減のほか、海洋マイクロプラスチックなどの最新の環境問題についても広報紙等により普及啓発を行います。



イラスト プラスチックごみ

③ 食品ロスに関する普及啓発

令和元年（2019年）10月に「食品ロス削減の推進に関する法律」が施行されるなど、食品ロスの関心が高まっていることなどから、市民、事業者に対し、食品ロス削減方法の取り組みや「3010運動」の啓発等を実施し、食品ロス削減を推進します。



イラスト 食品廃棄物

④ バイオマスの利活用

市内の家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の種々のバイオマスは、カーボンニュートラルという性質を有しており、燃焼させても長期的に見れば、大気中の二酸化炭素を増加させないため、バイオマスの利活用を推進することは、地球温暖化対策として有効な取組です。本市では、学校給食の調理時に発生する野菜くずや給食の食べ残しを堆肥化するなどの取組を推進します。

⑤ 生ごみ肥料化容器助成制度の実施

市内の廃棄物の総排出量に占めるリサイクル率を向上させるため、生ごみ肥料化容器助成制度を継続して行います。

（２）廃棄物等の適正処理の推進

現状と課題

循環型社会を実現するためには、３Ｒの推進等が重要であり、廃棄物の発生抑制等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理を行う必要があります。

市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物については市が、産業廃棄物については排出事業者と処理業者が廃棄物の処理を適正に行うよう徹底を図る必要があります、そのための情報発信や必要な対策を行うほか、老朽化している廃棄物処理施設の適切な更新や広域処理体制の構築に向けた検討を行う必要があります。

目指す姿

廃棄物等が適正に処理され、循環型社会が形成されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
農業用廃プラスチックの回収量	34.2 t 【平成26年度（2014年度）から 30年度（2018年度）までの平均値】	31.6 t 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① 廃棄物等の適正処理に関する情報発信

廃棄物等の適正処理を推進するため、市の取組や法改正等の周知、国や県からの配布物についての周知を行うなど、適正処理に係る情報発信を行います。

② 農業用廃プラスチック処理対策の推進

施設園芸農家等から排出される農業用ビニールなどの回収処理費用の一部を助成することで、農業用廃プラスチック対策を推進します。



写真 農業用廃プラスチック

③ 廃棄物処理制度の見直しの検討

平成13年（2001年）から開始したごみ指定袋制度におけるごみ処理手数料やごみ収集日の見直しの必要性について検討を進めていきます。

④ 廃棄物処理施設の整備

君津地域広域廃棄物処理事業において、廃棄物処理施設の整備に向けて、関係市町との協議等を行います。



写真 かずさクリーンシステム

コラム⑦ 廃棄物等の適正処理

廃棄物を一言でいうと、「不要なもの」といっても過言ではないかもしれませんが、日本では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の第2条により定義されています。私たちが生活する上で家庭から出るごみは、一般廃棄物に分類されます。

廃棄物は、自治体もしくは広域組合等により処理しやすいように分類され、それぞれに合った方法で処理されます。処理の多くは再資源として有効にリサイクルされ、どうしても再資源化できない焼却灰などは最終処分場で埋立処理されます。

私たちにできることは、出来るだけゴミを出さないことが理想です。ですが、出てしまうものはどうしてもありません。リサイクルしやすいように、その自治体の分別ルールをしっかり守ってゴミ捨てを行いましょう。

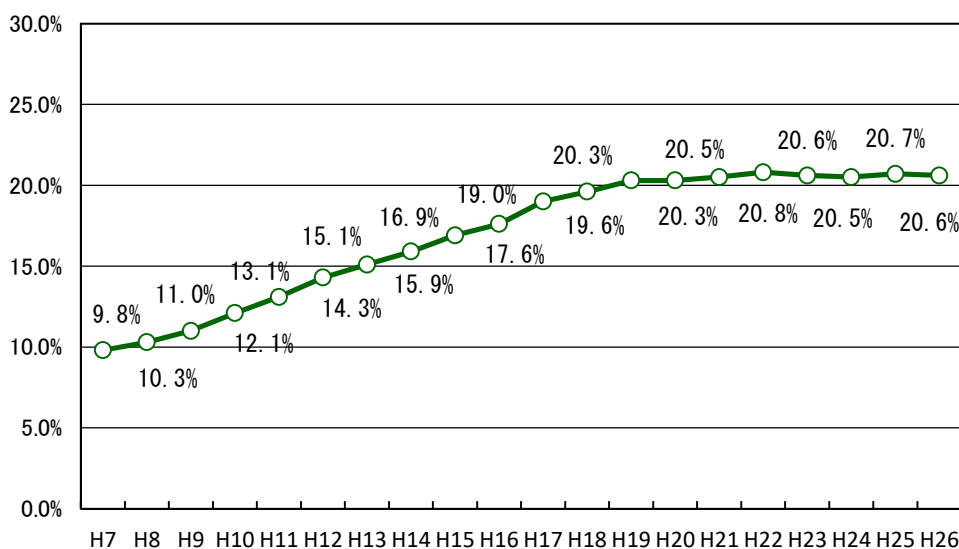


図 一般廃棄物の再生利用率

出典：環境省

（３）廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策

現状と課題

廃棄物等の適正処理を推進する上で、特に、廃棄物等の不法投棄やポイ捨てへの対策が必要です。

廃棄物等の不法投棄は、水質や土壌の汚染等を引き起こすだけではなく、人や動植物に深刻な影響を与えることがあります。また、廃棄物等のポイ捨ては、自然界に蓄積し、マイクロプラスチックとなり、海洋汚染の大きな要因となっています。

本市では、市民、事業者、他の自治体と連携して、廃棄物の不法投棄の監視や指導、地域での環境美化活動、ポイ捨て防止活動や空き地等の雑草対策等を進めていますが、依然として小規模な不法投棄やポイ捨てが発生しており、その対策が求められます。

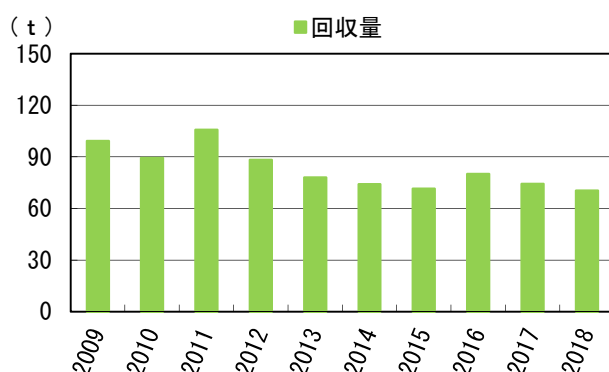


図 ポイ捨てごみの回収量

目指す姿

廃棄物等の適正処理が推進され、不法投棄やポイ捨ての不適正処理の未然防止が図られています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
不法投棄監視員によるパトロール巡回日数	264日 【平成30年度（2018年度）】	パトロール巡回日数の現状を維持します 【令和13年度（2031年度）】	
ポイ捨てごみの回収量	70.4 t 【平成30年度（2018年度）】	65 t 【令和13年度（2031年度）】	
まちがきれいだと感じる市民の割合	58.4% 【令和元年度（2019年度）】	60% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進

廃棄物等の不法投棄やポイ捨ての防止を図るため、不法投棄監視カメラや不法投棄防止看板の設置、ポイ捨て防止啓発活動、啓発看板の設置や配布を行います。



写真 不法投棄禁止看板



写真 ポイ捨て禁止路面標示



イラスト ポイ捨て禁止看板

② 市職員全員による監視の実施

廃棄物等の不法投棄やポイ捨てを把握するため、通勤時等において、市職員全員による監視を行います。

③ 不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施

廃棄物等の不法投棄やポイ捨ての防止を図るため、不法投棄監視員、土砂等対策指導員、環境美化推進員によるパトロールを行います。

④ 空き地等の雑草対策の推進

「袖ヶ浦市まちをきれいにする条例」に基づき、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図るため、雑草の繁茂する空き地等の土地所有者等に対し、適正管理を指導するとともに、草刈り機の貸出しを行います。

（４）建設発生土・再生土への対策

現状と課題

首都圏では、都市化の進行や再開発に伴い各種の公共事業や民間工事が展開され、多くの建設残土が発生しています。

本市は、東京湾に面するという地理的特性を有しているため、都心部の建設発生土が土砂運搬船により、東京都や神奈川県から本市の臨海部に運ばれてきます。

また、東京湾アクアラインや館山自動車道等を利用すると、都心から１時間程度で行くことができるアクセスの良さから、市内の半分以上を占める台地・丘陵地帯の山林や谷地形の遊休地等に大量の建設発生土が埋め立てられています。

本市では、平成１０年（１９９８年）に「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、土砂等対策指導員等によるパトロールや、同条例に基づく適切な指導を行い、土砂等による土壌汚染や災害の発生の防止に努めるとともに、廃棄物や土砂等の適正処理について啓発しています。

こうした取組により、建設発生土の無許可埋立ては減少傾向にあるものの、根絶には至っていません。

このことから、建設発生土については、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てを防止するため、土地所有者等への啓発や、県等の関係機関との連携、更なる監視や事業者への厳格な指導等が必要です。

加えて、近年では、埋立資材として再生土が利用される事例が出てきており、再生土についても汚染物質の混入等がないよう対策の推進も必要となっています。



写真 臨海部の一時たい積場



写真 建設発生土の埋立て事業場

目指す姿

建設発生土の適正な管理や再生土への対策が進められ、適正に管理されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
土砂等対策指導員による監視パトロールの日数	２６４日 【平成３０年度（２０１８年度）】	監視パトロール日数の現状を維持します 【令和１３年度（２０３１年度）】	

主な取組

① 土砂等対策指導員による監視等の実施

建設発生土や再生土等に産業廃棄物など土砂以外の物質が混入していないかを監視するため、土砂等対策指導員による監視や指導を継続的に実施します。

また、地球温暖化に伴う台風の大型化や記録的な大雨により、埋立地における法面の崩落や土砂流出のリスクが高まっているため、土砂等対策指導員によるパトロールのほか、委託による休日パトロールを実施し、危機管理の面からも監視を行います。

② 土地所有者等への啓発

土地所有者等が埋立事業者に土地を貸し、当該土地に無許可で建設発生土が埋め立てられる事例が後を絶ちません。

不適切な埋立ては、問題が深刻化してからでは解決が難しくなるため、広報紙等により、土地所有者等に向けた啓発を行います。

廃棄物の不法投棄・残土の違法埋立てに注意しましょう

市内で、廃棄物の不法投棄や残土の違法埋立てによるトラブルが多発しています。

これらは、多額の処理費用がかかる産業廃棄物や建設発生土の適正な処分をせずに利益を得ようとする行為者がいるためです。

特に、不法投棄の場合、行為者の特定も難しく、簡単に解決できない問題です。

万一、トラブルが発生しても、市や県では民有地の廃棄物や残土を撤去することはできません。

責任と莫大な処理費用の負担は行為者だけでなく、土地を管理すべき土地所有者に及びます。

犯行の口実や被害の実態を把握し、自分の土地を適切に管理することが大切です。

☎ 廃棄物対策課（袖ヶ浦クリーンセンター内）

☎ (63) 1881

▶ 産廃残土県民ダイヤル（産廃110番）

☎ 043 (223) 3801（24時間365日対応）

悪質な手口

- ・金銭と甘い言葉で土地利用の同意を得ようとする。
- ・法律や手続きを無視して廃棄物を搬入する。
- ・問題が起きた途端、連絡がとれなくなる。

被害の実態

- ・太陽光発電施設を作るためと言われて埋立てに同意したら、無許可で残土の山にされた。
- ・資材置場と言われて土地を貸したら、大量の廃棄物が搬入された。
- ・遊休地にいつの間にか不法投棄されていた。

被害にあわないために

- ・遊休地は定期的に見回り、草刈りや柵の設置など管理を行う。
- ・うまい話があっても、安易に土地を貸さない。
- ・不明な点は書面で提出を求める。
- ・土地を貸す際は、必要な許可を取っているか確認する。

図 広報紙による啓発

③ 建設発生土・再生土の適正管理

強固な監視活動等により、市内における建設発生土や再生土を把握し、適正に管理します。



写真 土壌検査



写真 水質検査

④ 関係機関との連携

森林法、農地法等の関係する法令の所管部局と情報を共有し、無許可埋立て等の防止に努めます。

また、県や不法投棄監視員との合同パトロールの実施、関係機関と担当者連絡会議等を行い、緊密な連携を図ります。

さらに、悪質な事業者に対しては、警察と連携して対応します。



写真 合同パトロール